

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

## 第2層協議体設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様な主体間の定期的な情報共有、連携の強化及び協働による資源開発等を推進することを目的として、「対馬市社会福祉協議会第2層協議体」（以下「第2層協議体」という）を設置する。

(協議事項等)

第2条 第2層協議体は、次に掲げる事項について協議・活動するとともに、生活支援コーディネーターの活動を支援する。

- (1) 地域ニーズの把握と既存資源の見える化に関する事。
- (2) 多様な関係主体間のネットワーク化・連携・協働の体制づくりに関する事。
- (3) 生活支援の担い手養成やサービスの開発に関する事。
- (4) ニーズとサービスのマッチングに関する事。
- (5) 多様な主体への事業協力依頼などの働きかけに関する事。
- (6) その他生活支援体制の充実、強化に関する事。

(組織)

第3条 第2層協議体の委員は、各圏域の次に掲げるものから必要人数選出し、対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という）会長が委嘱する。

- (1) 行政区の役員
- (2) 生活支援サービス提供主体
- (3) 自主介護予防グループ
- (4) NPO法人
- (5) ボランティア団体
- (6) 福祉関係団体
- (7) 小地域協議体
- (8) その他、本会会長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 第2層協議体の会議は、本会会長が招集する。

2 会議は、第2層生活支援コーディネーターを中心として行う。

3 必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 第2層協議体の事務局は、第2層生活支援コーディネーターが所在する本会本所及び各支所に置き、第2層生活支援コーディネーターが運営を行う。

(守秘義務)

第7条 第2層協議体の委員及び会議の出席を求められた者は、職務上または会議を通じて知り得た秘密や特定の個人に関する情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、第2層協議体の運営に関して必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。